

# 議 事 録

## 第 3 回 定 例 総 会

令和2年10月9日

## 太田市農業委員会第3回定例総会議事録

開会日時 令和2年10月9日(金) 午後2時  
 閉会日時 令和2年10月9日(金) 午後4時  
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (19人)

1 小林 良孝	2 石原 康男	3 牛久保 榮治	4 永井 幸二
5 木村 克巳	6 長島 佳男	7 齋藤 森雄	8 中村 博正
9 佐野 順一	10 新井 章夫	11 小島 秀一	12 齋藤 道明
13 新井 整	14 山田 清作	15 飯塚 茂夫	16 片亀 昌子
17 中島 沙織	18 清水 由紀江	19 青木 紀美子	

欠席委員  
(0人)

出席職員 (10人)

鈴木局長 北村次長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理  
 青木主任 松井主事 大崎主事  
 片桐主事 石川主事

会議に付した事項	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (会長)	
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について (会長)	
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)	
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について (会長)	
	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について (会長)	
	議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見について	
	議案第7号	令和3年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について	
報告事項	報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について	
	報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について	
	報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について	
	報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第3回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局より提案をお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、全員出席です。  
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、5番 木村克巳委員 と 6番 長島佳男委員 のお二人  
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。  
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたらご報告願います。  
事 務 局 本議案書において訂正箇所がございます。お手元の議案書6ページをお開きください。  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、6番については他法令と調整中のため、10月5日付で取下願の提出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。  
取下げに伴い、5ページの提出件数「25件」を「24件」に訂正願いま

す。以上でございます。

## 5 議事顛末

議長 それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあった  
ので、審議を求めます。  
提出件数は6件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数6件について、朗読し詳細に説明する。

1番 成塚町の土地 田 1,056 m<sup>2</sup>、申請地を取得し、公共施設で使用  
する芝生の養生地としたい。

2番 安養寺町の土地 畑 1,132 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,961 m<sup>2</sup>、農地を譲  
受け、経営規模を拡大したい。

3番 新田赤堀町の土地 畑 545 m<sup>2</sup>、申請地を取得し、農業経営の拡  
大並びに生活の安定を図りたい。

4番 新田市町の土地 畑 115 m<sup>2</sup> 外1筆 計990 m<sup>2</sup>、申請地を取  
得し、農業経営の拡大並びに生活の安定を図りたい。

5番 新田大根町の土地 畑 716 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,661 m<sup>2</sup>、農地を譲  
受け、経営規模を安定・継続させ、拡大したい。

6番 山之神町の土地 畑 42 m<sup>2</sup>、自分の畑に隣接地の境界が入り込  
んでおり、その分の面積を取得したい。

以上、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い  
いたします。  
番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願いま  
す。

2番委員 報告を申し上げます。  
当該地は市への寄附による3条申請でございまして、申請理由にあり  
ますように、公共用地で使用する芝生の養生地としたいという内容で  
ございます。該当地につきましては、他の農地であるとか耕作者にも

何の支障もないものとみなしまして、地区協議会において許可相当とするという意見で共通いたしました。以後は、この委員会での協議をお願いいたしたいと思えます。以上でございます。

- 議長 長 ただいま第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きまして、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号2番につきまして、第4地区協議会で協議しました結果、許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もないということで許可相当と意見合意しました。よろしく願います。
- 議長 長 ただいま第4地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 員 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号3番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19番委員 3番についてお答え申し上げます。  
売買ということで、チェックリストに基づき調査しましたところ、今まで使用していて周辺農地に支障はなく、許可相当といたしました。再度ご審議のほど、よろしく願います。

- 7番委員 それでは、4番の関係につきまして私から申し上げます。  
4番の関係につきまして、チェックリストに基づきまして、第5地区で慎重に協議した結果、譲受人、それから譲渡人とも問題なく、農業意欲も十分ありますので可といたしました。よろしくお願ひします。
- 5番委員 続きまして、番号5番についてご報告申し上げます。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法上、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま第5地区協議会より番号3番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号3番から5番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号6番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひします。
- 11番委員 6番についてですが、譲受人は自分の畑に隣接地の境界が入り込んでおり、その分の面積を取得して是正するものです。必要な農機具等も所有しており、現地確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2号各号には該当しないため、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま第6地区協議会より番号6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は3件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藤阿久町の土地 49 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。  
一般住宅用地として敷地拡張するものです。

2番 世良田町の土地 562 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として転用するものです。

3番 藪塚町の土地 366 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 2番委員 番号1番について、当地区協議会にて許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。  
申請人は昭和45年よりは一般住宅用地として使用しており、このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を添付して是正するものであります。現地確認をしたところ、周辺農地への支障

はなく、問題ないので許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 　　ただいま第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、  
委員 　　ご意見、ご質問等はございますか。  
議 長 　　なし。  
委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
議 長 　　番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
委員 　　(挙手 全員)  
議 長 　　全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議 長 　　続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。
- 15番委員 　　番号2番につきまして、尾島地区で協議した結果、農地法の転用許可  
を取得しなかったということで、本人より始末書を添付して申請して  
おります。許可相当と認め、意見決定しました。  
再度ご審議をお願いします。
- 議 長 　　ただいま第4地区協議会より番号2番について報告がありましたが、  
委員 　　ご意見、ご質問等はございますか。  
議 長 　　なし。  
委員 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
議 長 　　番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
委員 　　(挙手 全員)  
議 長 　　全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議 長 　　続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報  
告願います。
- 13番委員 　　3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査  
した結果は、申請人は隣接する●●●●●に駐車場として貸しており、  
このほど農地法の許可を受けていないことが判明したため、始末書を  
添付し是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障



もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。以上です。  
再度ご審議のほどお願いします。

- 議 長 ただいま第6地区協議会より番号3番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等はございますか。
- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま  
す。
- 議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変  
更が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は2件です。  
事務局より提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1 番及び2番については申請人が同一でありますので、一括して説明  
いたします。大原町の土地 450 m<sup>2</sup> 外1筆 計510 m<sup>2</sup>について、店舗  
兼住宅用地として許可を得ましたが、事業を遂行できなくなったため、  
権利を承継するものです。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願い  
します。  
番号1番と2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告  
願います。
- 1 1 番委員 報告申し上げます。  
1番と2番についてですが、当地区の協議会で許可基準チェックリス  
トに基づき調査した結果は、1番、2番同一人で現地を確認したと  
ころ、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま第6地区協議会より番号1番と2番について報告がありました  
 委員 すが、ご意見、ご質問等はございますか。  
 議長 なし。  
 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
 議長 番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
 議長 (挙手 全員)  
 議長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定  
 議長 いたします。  
 議長 続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長  
 事務局 宛てにあったので、審議を求めます。  
 事務局 提出件数は24件です。  
 事務局 事務局より提案をお願いいたします。  
 事務局 提出件数24件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 388 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 由良町の土地 981 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,481 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

3番 由良町の土地 272 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 由良町の土地 1,330 m<sup>2</sup> 外7筆 計2,885 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 531 m<sup>2</sup>の内24.27 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,239 m<sup>2</sup>の内106.72 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

工事用地として一時転用するものです。

7番 龍舞町の土地 2.63 m<sup>2</sup> 外3筆 計500.63 m<sup>2</sup>、農地区分 第二

種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 龍舞町の土地 295 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 265 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 八重笠町の土地 132 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

11番 吉沢町の土地 730 m<sup>2</sup> 外2筆 計3,618 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、コンビニエンスストア用地として転用するものです。

12番 吉沢町の土地 352 m<sup>2</sup> 外5筆 計3,292 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

13番 原宿町の土地 62 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

14番 只上町の土地 3,987 m<sup>2</sup> 外2筆 計14,574 m<sup>2</sup>、農地区分は「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、申請地から概ね500m以内に医療施設、教育施設等公益的施設が2つ以上存在する農地」の理由から第三種農地と判断されます。

倉庫及び事務所用地として転用するものです。

15番 只上町の土地 429 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的にはインターチェンジから300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

16番 世良田町の土地 561 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 世良田町の土地 253 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

18番 粕川町の土地 666 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田上田中町の土地 330 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、

「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

20番 新田上田中町の土地 310 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 新田上中町の土地 1,197 m<sup>2</sup> 外2筆 計2,861 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、仮設事務所及び駐車場・資材置場用地として一時転用するものです。

22番 大原町の土地 4,128 m<sup>2</sup>の内116.15 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、工事用地として一時転用するものです。

23番 大原町の土地 1,495 m<sup>2</sup>の内54 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、給水管敷設用地として一時転用するものです。

24番 大原町の土地 450 m<sup>2</sup> 外1筆 計510 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

25番 大原町の土地 3,608 m<sup>2</sup>の内120 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、露天駐車場用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から5番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17番委員 番号1番から5番について、当地区協議会でチェックリスクに基づき調査した結果の1番を私から報告します。

1番は、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

12番委員 続きまして、番号2番の報告をいたします。

番号2番の譲渡人は高齢で、現地を含めて申請地を管理するのが難しくなっておりまして、譲受人が太陽光発電を設置して賃借するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と決定いたしました。

続きまして、番号3番の譲受人は、貸家住宅に住んでおりまして、申請

地を取得して自己の住宅を建設するものです。現地を確認したところ、周りは宅地となっており、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号4番の譲受人は、洋菓子店の株式会社●●●●●●●●で、近くオープン予定の新店舗の横に申請地を取得して、従業員と来店したお客様に駐車場として利用したいとの申請で、現地確認をしたところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号5番の申請は、携帯電話基地を設置するために工事用地を半年間一時転用するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。以上です。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま第1地区協議会より番号1番から5番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から5番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号7番から12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号7番から10番まで報告したいと思います。

まず、7番、8番、9番について、当地区協議会許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人はアパートに住んでおり、申請地を取得し、住宅を建設するものです。現地を確認したところ、農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、10番なんですけれども、隣接する宅地を事務用地として取得するに当たり、駐車スペースが不足するため、申請地を駐車場用地として転用取得したいということです。現地を確認したところ、周辺農地へも支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。

6 番 委 員

11 番であります。これは農振法の除外結果を踏まえまして、農地法の申請であります。資金力、あるいは周辺農地との関係も問題がないと承知いたします。

12 番ですが、これは傾斜地の畑、周辺はほとんど雑草で囲まれておりますが、資金力、あるいは周辺農地との関係がありませんので問題ないと承知します。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま第2地区協議会より番号7番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号7番から12番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号13番から15番について、第2地区協議会の調査した意見を報告願います。

4 番 委 員

それでは、13番ですけれども、これは管理用の駐車場として申請の許可がありまして、前回は保留になっております。内容については、許可申請書の修正があるので一応保留にしたわけですけれども、今回出てきた申請書類を確認した結果、職業を修正してあります。それと所有する面積が修正してありまして、購入価格200万円が13万円になりましたから、一応これは許可相当として地区協議会で決定しましたので、よろしく再度審議のほどお願いいたします。

続いて14番ですけれども、これは倉庫、事務所の建設で許可申請が出ております。この許可基準チェックリストについては問題はないんですけれども、たまたまこの申請地、大規模土地開発事業が県に事前協議が出ているところでございます。たまたま私は鉍毒の問題があるので、ここは汚染地があるんですよ。鉍毒の汚染地があつて、県のほうで困るかなと思つて、私がちゃんとしてくれと言つたら、そういう情報が入つて、今、大規模土地開発事業の申請は出ていて事前協議中なんです。もう一つは、土壤汚染対策法の承認がまだ得られておりません。土

壤汚染対策法、法律ですね。それと太田市でまだ審議会も終わっていません。そういった中で農業委員会として、これを許可していいものか。法令に基づいて、要するに遵守すると。公正に進めなくてはならないという農業委員会の大きな使命がございます。私もいろいろ悩みました。事務局にも一応確認は取ったところ、事務局が分からないのです。こういうのが出ているのを知らなかったと。これはどういうことだということなのですけれども、結論から申し上げますと、これは保留にいたします。一応そういうことです。

再度審議をお願いします。

それと15番、これは住宅の建設で申請が出ておりました、周辺は国道が通っておりまして、東側は農地ですけれども、南側は道路に接しております。ここは白地で、許可基準リストから見ると問題はないものと地区協議会で承認されました。

再度審議のほど、お願いします。以上です。

議 長  
事 務 局

13番から15番について、皆さんのご質問をお伺いいたします。

先ほどの4番委員の14番の保留について幾つかご意見をいただきましたが、整理したいと思います。

今お伺いしたところ、14番の転用申請地におきましては、太田市から大規模開発事業の協議が県に申請中だというご意見、情報を得たということで、まずはこの件に関しては、毛里田行政センターにおきまして4番委員、6番委員立会いの下、私と都市計画課長が赴きましてご説明を申し上げました。

確かにこの事業中は、つまり大規模土地開発事業の県に対する協議中は、土地の売買はしてはいけないということがありますが、果たしてこの大規模土地開発事業が県に協議中だということかどうかを市内、役所内、調べてみました。その結果を申し上げます。この事業につきましては、申請は必ず太田市の都市計画課を経由することになっております。都市計画課長に確認して一緒に行っていたところ、この事業に関しては、都市計画課の経由をしていないということ、このフローを基にして4番委員にご説明を申し上げて、ご納得いただいたという経緯があります。

あともう一つ、足尾鉍毒についてですけれども、確かに足尾鉍毒について、この地区におきましては、これは県から入手した図面ではあります。いろいろ色はあるんですけれども、この件につきましても、担当の太田市環境政策課長と一緒に私と4番委員のご自宅を尋ねてご説明

を申し上げました。この青いところが鉍毒関係の未解除地という扱いになっております。ピンクのところが今回の倉庫の申請地、ご覧のとおり重なってはございません。環境政策課長はよく調べた上で4番委員のところへ説明に伺ったわけですけれども、未解除地と今回の申請地はダブっておりませんので、農地転用上、何の支障もないということで、環境政策課長の口から直接4番委員に説明を申し上げたという状況報告です。以上です。

あと、ほかに保留理由はございますか。

#### 4番委員

今の申請地は、土壤汚染の農地ではありませんということなただけけれども、これは一体で県に、5ha以上なので、この面積も含まれて出ているので、これは全体の中で、要するにクリアしないと、私はいけないのではないかなというふうな感じを受けました。一体ですよ。たまたまこの申請地は出ていないけれども、全体の面積の一体利用の中で、汚染田もある農地も含まれている。だから、この農地は問題がないからいいんですよというわけではないんですよ。その辺は本当に悩みましたよ。

本来ならば、これはちょっと言いたいんですけども、これは私がたまたまこういう事案にかかったわけですよ。ほかの農業委員がこれをやったら悩むと思いますよ。いろいろな法令があるので、その辺は農業委員会として毅然たる態度で対処しなくちゃいけないと思います。これはえらい時間がかかりました、私。農業委員会ってこんなに神経を使うんだったら、とんでもないなと思ったのですけれども、これは順序を正して、農業委員は市の行政とは違うんですからね。行政委員会ですからね。私は、よくそれ辺を考えて、これはクリアできた段階で、チェックした段階で何も問題ありませんよ、承認もされましたよと、そうした段階で許可相当のことをやるのが私は農業委員会の法令に基づく判断だと思ひまして、地区協議会でも話しまして、一応そういうことで再度審議を願いたいということなんです。

#### 事務局

3つ目の疑問点を解決します。4番委員が今おっしゃった協議中、3つ目があります。それは広報おおた7月1日号ということで、太田市内都市計画区域の編入、要するに追加がありますよということ。この⑤只上地区、これがまさにこの赤いところなのです。この赤いところについて県との協議中というお話がありました。これに基づきまして資料を入手しました。太田市と県の協議中、要するに、県庁農業構造政策課と太田市について、さらに言うんですけれども、補足ですけれども、4番委員からお電話いただいた内容で、県との協議中は農業構



造政策課の関係ですよという情報をいただいて絞られました。

というのは、結論から申し上げますと、県庁農業構造政策課とただいま協議中のものが確かにあります。あるのは大規模土地開発事業ではなくて、ここに書いてあります、まさに都市計画区域の編入についてでございます。都市計画区域の編入についてですけれども、ご存じのとおり、都市計画区域に編入されてしまうと、農業委員会には届出だけで済むわけですけれども、まだ編入されていませんので審議が必要です。ただし、ここは3種農地に当たります。当然白地です。そういうことで農地法に基づいて3種農地としての許可要件を満たしていれば、何の支障もないということで、これにつきましても都市計画課長から直接4番委員にご説明を申し上げております。

資料がご覧になりたければ回覧します。

さらに、大規模都市開発事業につきまして、県の窓口は地域創生部となっております。地域創生部の協議欄をご覧のとおり、太田市との協議中項目は一切ございません。

ということで、4番委員の3つの疑問点については私と担当課長が直接4番委員にお伺いするなり、毛里田行政センターにおきまして解決済みのものと認識しております。以上です。

4番委員

確認ですけれども、私はたまたまそういう問題があったので、あのとき、そういうものを承認、確認を取ってクリアした段階で転用許可を取ってもらうのがベターかなと。ただ、今、次長から、どうもお話を聞くと、これは問題ないんですよというふうに取れるんですよ。だから、問題ないんだったらば、これは事務局次長の責任で名前を書いてくれる。私の名前では出せません。事務局次長の名前で、これを許可したということで、私はこれは一農業委員として、そういうことで一応心配したので、全ての事案処理を確認した上で転用許可するのが正当な筋かなと。私は農業委員会事務局のことも考えて言っているんですから、今の話だと何か転用許可してもいいような話なので、それは問題ないというんだったら、それは一筆書いて許可してください。

事務局

今の4番委員のご意見を整理させていただきますと、当初の私の発言のとおり農地法上問題ないと。ただ、ここの地域にお住まいで、過去の歴史もよくご存じということで、本当にご心配いただき、ありがとうございます。

チェックリストの扱いにつきましては、どのような位置づけといたしますか、何か証明なり、そういうものがあるのかどうなのか。

3番委員

審議すればいいんじゃない。事務局のほうでも一生懸命調べて、他の

議 長  
6 番 委 員

課とも連絡、相談し、本人のところへも、農業委員のところへも、4番委員のところへ訪問して、そこまで調査されているんですから、委員会として問題なければ、ここの委員の皆さんが同意すれば、これはいいんじゃないでしょうかね。どうですか。そう思います。

ほかにご意見はございますか。どうぞ。

先ほど毛里田行政センターに次長と都市計画の課長さん、お二人がお見えになって話を聞いたことは承知しています。ただ、そこで問題が解決したとは私は理解をしておりません。

1つは、今、引用した3種農地、ここが3種農地かどうかということについては議論が分かれるところです。実はご担当と話をしましたが、見方によってはこれは2種ですね。ですから、ここは3種なのか、2種なのかという議論が実は残っている場所ではないかという気がいたします。

それと、先ほど4番委員は少し勘違いをされているかと思うんですけども、チェックリスト上、問題ないといって地区協議会でという話がありましたが、保留にすることについて地区協議会で賛同したのであって、その場では幾つか私から質問をさせていただいておまして、それについての回答はまだ得られておりませんというのが私の理解です。

だから、必ずしもチェックリスト上、問題ないからということではなくて、例えば番号14の譲受人の法人の代表者の●●●●という方がいますけれども、その方は一旦その土地を購入した後、また●●●●という同一人が社長をしている鋼材会社に賃貸をするんですね。なおかつ、●●●●は資本金が少なくて、何となく私はここはペーパーカンパニーではないかという話をしておりますが、これについて違うという回答も数字をもって示されておられません。

それと、この現場ですが、既に雑種地に転用されているんですけども、雑種地を誰が誰に対して転用したのか、その転用の目的は何なのかということについてもまだ回答をいただけていません。実は一部一体利用となっている中にクレーンが既に動いていまして、もし物置場とか自動車駐車場ということが転用の目的であれば少し違うのではないかという気がしますけれども、これは案件の法令以前、事実関係としても幾つか確認をする必要があったのではないかと思います。

それと、このタイミングをお聞きしたいんですが、多分4番委員からいろいろご質問があったり指摘があったりしますが、今、質問とこの本会議の間に時間がなかったのかどうかということですが、もし回答

が事前に事務局にあった場合、事前に4番委員と調整をして、わざわざ4番委員が発言しなくても、その調整というのはできなかったかどうかということはお聞きしたいと思います。以上です。

事務局

今のご質問、いろいろ出てしまって頭の中の整理がつかないんですけども、まずは最後の4番委員のご質問に対して、この定例総会に至るまでに解決する時間がなかったかということですか。それは解決するように行政センターとご自宅に担当課長と一緒に行って解決をするように動いたわけです。

6番委員

いや、私は、そのことではなくて、動いていただいたという一番当初の段階ですね。今いろいろ都市開発の申請書、書類とか、あるいは汚染の地図がありましたね。そういう物事を全て4番委員が今日、今、次長さんがお話になった話は事前に、今日の前に4番委員に伝わっていたんですか。

事務局

まず、その件に関しては、ちょうど金曜日に鉾毒のお話をいただいて、金曜日に東部農業事務所へ行って、金曜日に農業政策課長とお邪魔してご理解いただいたという流れです。

4番委員

私に連絡がしてあったんですかという質問だ。

事務局

連絡？

4番委員

この情報がですよ。こういう情報。

事務局

情報というのは？

4番委員

こういう事案があるというのを知っていたのかと。

事務局

この事案というのは足尾についての。

4番委員

違う。だから、いろいろな問題があるわけですよ。これはいろいろな問題がある。

事務局

何について、じゃ、整理しましょう。

4番委員

だから、違うんですよ。

14番委員

この問題、一時棚上げして、ほかのを進めたほうがいいんじゃないですか。一時会議を保留にして、次のほかの残りのを終わらせてから時間をかけてやったほうがいいと思うんですけども。

議長

はい、分かりました。それでは、本案件は慎重にならなければいけないと思いますので、番号14番は議案第4号の最後に審議をもう一度したいと思います。

では、採決いたします。

13番と15番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号13番と15番について許可することに

決定いたしました。

議 長 続いて、番号16番から18番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号16、17、18番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺の農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議をよろしく願います。

議 長 ただいま第4地区協議会より番号16番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号16番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号16番から18番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号19番から21番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員 番号19番から21番についてご報告申し上げます。  
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障がないため、許可相当と意見決定しました。  
再度審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま第5地区協議会より番号19番から21番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号19番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号19番から21番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号22番から25番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員 22番から24番まで、当地区の協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を申し上げます。  
22番は電話基地開設の工事のための一時転用です。23、24番は、譲受人が同一で、23番は給水管敷設のために一時転用、24番で自己の住宅を建築するものです。現地を確認しましたところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

1 3 番委員 続きまして25番です。当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、申請人は社会福祉法人を営んでおり、仕事量も増え、資材を駐車場に置く状態が続いており、手狭になったため、申請地を借用して露天駐車場、一時転用3年間とするものです。なお、使用後の復元計画もしっかりしています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。  
再度審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま第6地区協議会より番号22番から25番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号22番から25番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号22番から25番を許可することに決定いたします。

議 長 それでは、先ほどの番号14番について、再審議をお願いいたします。  
ご質問はありませんか。

事 務 局 いろいろなご意見ありがとうございます。もう一度、14番の件で再審議ということで、6番委員からの14番審議に関する疑問を、いろいろな意見をいただいて頭の中でなかなか整理できないものですから、幾つかにまとめたいと思うんですけども、お手数ですけども、申し訳ありません、もう1回質問をよろしいでしょうか。何回も聞いてしまって、すみません。

6番委員

今回の申請についてまず申し上げますと、当事者である●●●●という●●●の会社の方が譲受人になっておりますが、その方があそこに倉庫及び事務室を建てまして、それを第三者、●●●●という同一人が社長をしています別の会社に賃貸をするという形になっております。この●●●の●●●●という方、まず当初、譲渡される方の資産内容が必ずしも明確ではなくて、実はもう一人の●●●●と住所も同じで、まさに一体で作業をしているような感じがありまして、なぜそうするか、必ずしも分けることが分からないということで、ペーパーカンパニーではないかという疑いが一つあります。それが一つでございます。それと、先ほどの3種農地かどうかということについては、2種という見方もあるのではないかという気がいたします。これについては議論が分かれるところでありまして、毛里田行政センターに次長がお見えになったときも、その点、指摘させていただいたところです。

もう一つは、一体利用となっている中に既に農地転用した地域がございます。その中に農地転用した内容いかんによっては、現在の一体利用される地域が承認の目的外使用に当たる可能性があるのではないかというふうに理解します。それが先ほどお話しした3点です。

もう一つは、これは追加ですが、許可申請書を見ますと、書類が一体利用と今回が対象とされているところが、どれが一体利用で、どれが総合的な申請なのかというのは非常に分かりにくい申請内容になっておりまして、これについても整理が必要ではないかという気がいたします。

取りあえず、そんな感じの話をさせていただいたような気がします。

事務局

ありがとうございます。では、農地法に直結する第3種農地というところの担当より説明をお願いします。

事務局

それでは、まず第3種農地の規定についてなんですけれども、第3種農地につきましては、農地法第4条第6項第1号ロ(1)の中で、市街地の区域内または市街化の傾向が著しい区域内にある農地というような定義となっております。

それを補完する意味での例えば具体的な例示といたしまして、駅、バス、高速道路インターチェンジ、役場施設がおおむね300mの範囲内の土地であること、または水道、下水、ガス等のインフラが2種類以上埋設されている4m以上の道路の沿線の区域でおおむね500mの範囲内に2つ以上の教育、医療、その他公共公益施設が存在することというようなことが例示されております。

今回、たまたま15番の只上町のもう一つの案件、住宅の案件ですけれ

ども、こちらも第3種農地というふうな規定になっておりますけれども、一般的にこちらは太田桐生インターチェンジから先ほど言いました300m以内の土地の範囲内ということで、こちらは3種ということになっております。

今回の対象地につきましては、こちらのちょうど東側の接道部分の太田市が管理いたします太田市道、太田東新町435号線ですか、こちらにつきましては、すぐ東側がもう既に既存で市街化区域となっております太田東新町の太田東部工業団地とちょうど境目の道路となっております、こちらについては水道管、工業用水管、あとは太田都市ガスが管理する都市ガスの管といったものがこちらの435号線については埋設してあるということが確認されております。

そして、さらには周辺の今回の申請地の500m範囲内の立地状況を見ますと、診療所施設、保育園施設、デイサービス施設といった公共公益の施設も立地が確認されているということで、農地法のこちらの第4条第6項に定めます第3種農地の規定を満たしているということで、第3種農地という判断をさせていただきました。

なお、6番委員が多分気にされていた全体的に1種なり2種になり得る要素があるのではないかとということではあるんですけども、確かにさっき説明いたしました15番の土地についても、インターチェンジ周辺という要素を除けば、広がりのある農地ということで、第1種農地に該当し得る要素があるわけですけども、今回、こういった特別な立地要件を満たしているものについては、緩和された農地区分のほうが適用され得るとということで、今回の場所についても第3種農地ということで区分を適用しております。

続きまして、先ほど言った会社実態の関係でございますけれども、確かに先ほど6番委員から、ペーパーカンパニー的な位置づけではないかということでの指摘もあるわけですけども、農地法の審査基準といたしましては、法人のそういった実態につきましては、まず法人格としての実態を有しているか、これについては会社の定款並びに法務局が発行しております全部事項証明書等を確認して、まず名ばかりのそういった会社でないかということ、これは必須添付書類として確認をされております。

これに基づきますと、今回、申請の上がっております●●●につきましては、こちらに法人登録されている業者ということで、正直、資金的な資本状況までは、この農地法の許可基準の中でそこまでを審査する義務というか、権限は我々にはないものですから、ただ、それに代わる

最低限といいますか、それを必要最少条件といたしまして、転用を行うために必要な資金力といったものがあるかどうかということが基準の中で定められております。

今回、こちらの●●●●につきましては、自己資金が2億円、群馬銀行からの借入れが9億円ということでの資金計画の記載がされておまして、これを裏付ける書類といたしまして、群馬銀行の融資証明書のコピー、あとは残高証明書のコピーを原本確認の上、添付させていただいていることで、特に農地法の審査基準上、支障がないということでの判断をしております。

なお、余談ではございますけれども、今回、こちらは建築指導課の開発審査会の開発許可案件としての申請も同時にされているものになりますけれども、担当課でも、そういった資金関係、資金力、開発許可を行い得る事業者であるかどうかということの確認がなされていて、それについても事務レベルで問題はないということでの判断は確認をしております。

もう1点、3点目ですけれども、今回、一体利用地である部分のお話ということで、まず6番委員から、一体利用がどこなのかというのが分かりづらいということでのご指摘はごもったお話で、今回、担当される4番委員には、そういった一体利用の筆の一覧表の区分でありますとか、また利用地の土地利用計画図といったものをお渡ししておりますけれども、ここにご出席いただいております他の委員につきましては、この議案書の記載だけですと、なかなかそれが読み取りにくいかないということは、この段階で補わせていただきたいとは思いますが、そういった表示につきましては、担当委員は詳細な資料をお渡しさせていただいております。

あとは今回、一体利用地となる雑種地が、どういった経緯でここが雑種地になっているかということなんですけれども、こちらにつきましては、平成30年1月に当時この土地所有者である●●●●という方から、近隣の運送会社が露天駐車場としてこちらを使用するということでの賃貸借での農地法5条申請によって雑種地への地目変更がなされております。

ただ、その後、平成30年、転用許可を取ってほどなくなんですけれども、3月にこちらの土地所有者である●●●●という方がお亡くなりになって、現在のこちらの所有者であります●●●●という方が相続をしているということになっています。

その後の今クレーンが設置してあるとかということについてなんです



けれども、確かに転用の許可後は、こちらは間違いなく駐車場としての使用が確認できているということで、転用行為自体には問題がないという当時の認識ではありますけれども、その後、どういったいきさつでここがそういう変遷をたどったかということについては、事務局は逐次それを見ているわけではないので、確認ができておりません。ただ、今回の申請人であります●●●が当時の雑種地の申請に何か関わって教唆してやったかどうかというようなことは、特に確認というか証拠とかもないので、今回、その雑種地になっている土地をたまたま今回の申請地と併せて使いたいということについての同意が得られて、一体利用地として取り込んでいるということが今回の経緯となっておりますので、直接当時取った方は確かに目的外の使用をされているのかもしれないですけども、それを今回の申請人の方の落ち度として見ることはできない以上は、それを理由に今回許可を不可とする理由にはなり得ないのではないかとというのが事務局の判断としてございます。

以上、足りない部分もあるかもしれませんが、今、委員からご質問いただいた点についての事務局としての回答として説明をさせていただきました。

7番委員 我々も今日聞いている話でよく分からない部分がございますので、地区協議会として十分議論したのではないかと思うんですけども、その辺の地区協議会の経過、経緯、そのときのムードと言ってはなんですけれども、その辺、もうちょっと詳しく教えていただけないですか。事務局でも結構ですよ。

4番委員 今回の関係なんですけれども、地区協議会でも私は話したんですけども、問題点が3点あるんですよ。1つは、大規模土地開発事業でこの申請地も中に該当しているわけ。だから、まだ許可ができていないので、大規模の構想書も多分出ていると思うんですよ。農業構造政策課か何かに大規模土地開発事業を出したんでしょう。だって、農業委員会に聞いたら知らないと言いましたからね。どこで出しているんだか分からなかった。私がたまたま県に聞いたら、農業構造政策課から出ていると。隣の課で何で知らないんだと。それが一つ。一つは、それが審議中でもいいのかということです。その確認。まだ市でも審議していない。まだ審議して結論も出ていない。それが2つ目。

それと土壤汚染対策法というのは、この土地はないけれども、全部で申請を出している10ha弱の大規模土地開発の一部が土壤汚染に関わっ

ているんですよ。この土壌汚染の対策法は、本来、県がやるんですけども、高崎、前橋、伊勢崎、太田は市町村がやる。市町村が委託されているんですって。これについては、環境政策課も知らなかったんですね。だから、これは事案処理も終わっていないよ。だから、こういう確認が取れていない段階で、この許可申請をしてもいいのかといったときに、私は悩んだんですよ。これはちょっとまずいかなと。それで、これは保留にしたほうがいいんじゃないかなということで地区協議会でも話しました。以上です。

事務局

まず、7番委員の地区協議会の状況というのは、もうこれは終わっていることだし、地区協議会の状況につきましては、この場ではなくて、また別の機会で地区協議会の担当職員のほうに確認するというので、この定例総会の場では本当の審議といいますか、最終段階に至っておりますので、そういうことをご理解いただきたいんです。

7番委員

最終協議会ということは、結論を出すということだったら、議決するしかないんでしょう。そういうことになるよね。

事務局

ここでの採決です。

7番委員

だって、最終だと言え、議決しかないんでしょうから、そういうことで理解していいの。

3番委員

7番委員から、地区協議会はどうしたんだというご質問ですけども、ただいま言うような質問がされました。事務局も、これは回答にはなかなか難しい問題もあるというので、後日報告します、あるいは連絡しますということで、地区協議会では黙って見ていたんじゃないです。分かったでしょうか。よろしいですか。審議はしました。

ただいま熱心に事務局から、いろんな調査をし、関係部署の人たちも連れて4番委員のお宅へ行ったそうです。話がありましたね。また聞きましたね。そういう経過があります。ですから、ここでは、これを認めるか認めないかということをやっているわけで、事務局の仕事はまだたくさんあるかと思えますよ。あるいは関連、関係部署の協議する事項があるでしょう。ですけども、農業委員として、それをどこぞの係はどうした、こうしたと聞いて歩くわけにはいきません。4番委員が言ったように、とてもそれはできません。

ですので、ここでは、この案件が大体分かれば、許可なら許可ということで、だめならだめで土地を明けてくれと。地元の委員は困ると思いますね。相当いろいろ問題が起きるでしょう。ですけども、委員会とすれば、ある程度のことが分かれば、あまり反対しないで同意してもらったらどうですかね。事務局も一生懸命やってくれています。地元

の委員、農協代表の4番委員のところへ来て、関係の方も連れていったというふうに言っています。これは努力しています。これは認めてやってください。

ここでは、それを保留にするとか何とかというのはどうですか。委員会の事務局の皆さんも一生懸命やっているんですから、あとの問題は他の部局とよく相談して協議してもらって、太田市として間違いない方向に行けば、委員会としての責任は、審議としてはいいんじゃないでしょうかね。十分審議したんじゃないでしょうか。以上で終わります。

事務局

先ほどの4番委員のご質問は、整理して考えると、4番委員の最初のご質問とそれに対する私の回答の繰り返しのように思いますので、私からの回答は先ほどのとおりということでご理解ください。

議長  
8番委員

ほかに何かご質問、どうぞ。

議案書を見ると、この案件については許可するしかないという感じの議案書なんですけれども、いずれにしろ、保留のはっきりした理由が明確でないと、保留には至らないかなというような感じでいます。なので、状況を見て、いろいろ皆さんの意見を聞いているんですけれども、なかなかここで決着は出ないという話の様子なんです。

3番委員

そんなことなかんべえ。審議しているんだ。

ここで決着するとか、これをするための審議ですよ。審議しているんですよ。審議しているじゃない、審議。それで質問があるならしたらいいんじゃないですか。私は、これだけ熱心に事務局が努力して、他の部局まで連れて行って、その問題を解消しようと努力している、この姿は認める。4番委員も認めていますよ。ただ、しゃべり方が足りないとか、内容が足りないとか、それはあるでしょう、きっと。あるかもしれません。私は分かりません。ただ、農業委員会は何をすべきかということとははっきりしないと、これだけ審議していますから。

7番委員

だから、さっき言ったように、3番委員も言ったように、結論をもう出すしかないの、もう保留とかというわけにいかないのしょうから、結論を出せばいいじゃないですか。投票しちやえばいいじゃない。

2番委員

私も今日初めてこれだけの内容を聞いたんですけれども、先ほどから事務局サイドで説明している内容と委員の話の中でギャップがありますね。見方の違いがあるんですけれども、ただ、農業委員会の事務局で調べているものについては、基本ベースは農地法を基にした中で話しているんですね。ところが——ところがとまではいかないけれども、委員の言うのは、またそれとは飽和状態、もっと大きく見たような状

態なので、そのところがどうもかみ合わないような形ですよ。  
ただ、農業委員会のこの会というのは、出されました提案については事務局サイドでそれなりに徹底的に調べたと思うんです。だから、基本的には、それで流れていくのが本来ではないかと思うんですが、ただ、委員とすれば、やはり物事を客観的に判断したり、大局的に判断をしたりすれば、今、3番委員が言ったように、太田市の将来のために云々ということも勘案しながら結論を出す必要があると思うんです。だから、これだけの大きな問題であるとするれば、保留問題ではなくて、今、7番委員もおっしゃったように、数の力ではないですけども、そういうところで判断をすることも仕方ないことかなとも思いますけれども、どんなものですかなと思います。以上です。

3番委員

私は今言われたこともよく分かります。ですけども、審議というのは、いろんな意見があって、多数決でやるのが一番いいかしらんけれども、提案されているいろんなものは差があるけれども、もしスムーズにいくものなら、あまりそういう問題を残さないで、多数決ではなくて、一応は協力してもらって、下げてもらって事務局に任せようではないですか。

4番委員

今の3番委員の関連で、先ほど言ったように、そういう条例のことがあります。法令もある。土壤汚染法の関係があります。太田市もまだ審議はしていない。そういう状況でもいいんだということで、事務局が大丈夫ですよ。確認、大丈夫です、農業委員会事務局が責任を持ちますから、それについては事務局のほうで関係機関と連携を取って処理しますから、それはこっちに置いてくださいと言うんだったらば、私は了解しますよ。そこがあるんだから、私だけではないですよ。農業委員会の事務局の立場を考えて私は言ったんですよ。

事務局

ありがとうございます。

4番委員

そういうこと。分かるよな。

事務局

はい。

4番委員

だから、それについては、事務局にらせてくださいと言えば、農地の関係について審議するんだったらば了解します。あとは農業委員会で責任を持ちますからというんだったらいいです。

会長

4番委員、市のほうでまだと言っていますけれども、市のほうの都市計画審議会は12日にあるんです。でも、それはこの問題とは違うんです。これは農業委員会の問題です。農業委員会で結論が出ないと、都市計画のほうには話が行かない。また戻っちゃいますから、逆なんです。まず、農業委員会で方向を出して、そして初めて都市計画に出るんで

す。ですから、12日には入っていません。まず、農業委員会で結論を出さないと進まないんです。

それから、先ほどの次長の答弁と4番委員の質問、2番委員が言ったとおり、全然かみ合っていないんですよ。これはまたゆっくりとやってもらって結構なんですけれども、市が判断するに当たっては、やはり農地法に基づいて淡々と結論を出していく。それ以外のことについては、都市計画課なり建築指導課というのがありますから、そこでやってもらうという形で今回の件はどうでしょうか、4番委員。

4番委員

いいですよ。だから、私は地権者の人も知っているし、ただ、私は農業委員という立場だから、事務局が後で何かあった場合に、県からの事前協議のほうが先にあるわけ。あれは許可にならなかった場合、むしろ大きな問題になる。許可になるかならないか、それは分かりません。それも分からないうちに、これを審議するのはいかなものかなと思ったんですよ。

会 長

それについては見直しの問題なんですよ。今日言っているのはね。

4番委員

いいですよ、いいですよ。

3番委員

今後もあると思うんですけども、これはしっかりと議論するのは大事なことだと思うんですね。農業委員会としてはしっかりと今できたと思うんですよ。今度は、このチェックリスト、4番委員のところへ4番委員の名前を書けとか、これはやめさせてもらいたい。それは分かってくれよ。ここで、農業委員会として賛成のできる人は賛成だよ、反対の人は反対だっていいじゃない。恐らく隣も賛成するから、議長、そういう意見であります。

議 長

それでは、採決させていただきます。よろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

それでは、番号14番について採決いたします。

賛成の方は挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員の賛成、ありがとうございます。

議 長

それでは、続行させていただきます。

3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可証の交付につきましては太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告するこ

といたします。

議長 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。  
市長部局の農業政策課より一括提案をお願いいたします。

農業政策課 お世話になります。農業政策課の石川と申します。  
お手元の資料「農用地利用集積計画（案）」に基づき、提案させていただきます。  
今回は通常の利用権設定が714筆、うち解除条件付利用権設定が10筆、また利用権移転が1筆、所有権移転が11筆ございました。また、714筆のうち、農地中間管理機構であります群馬県農業公社が借り手となっているものが235筆あります。  
次に、総括表について説明させていただきます。  
まず、1. 面積をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の設定面積の状況が記載されております。右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で1,070,029.19㎡となっております。  
続きまして、2. 筆数及び人数をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別、地目別、地区別の件数等の状況が記載されております。こちらも右下の部分になりますが、714筆のうち、借方が138人、貸方が299人となっております。  
資料の1ページから47ページまでは利用権設定についての詳細であり、記載のとおりです。  
なお、48ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する借手が農作業に常時従事すると認められないものの場合の解除条件付利用権設定であり、10筆、面積合計は13,545㎡となっております。  
49ページの利用権移転につきましては、1筆あり、面積合計は表の下にありますとおり、1,916.14㎡となっております。  
50ページの所有権移転につきましては、11筆あり、面積合計は10,900㎡となっております。  
なお、今回提案させていただきました計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。  
最後になりましたが、公告日及び利用権設定日は令和2年10月20日

です。

以上が提案の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

- 議長 ただいま担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等はございますか。
- 9番委員 これを見ていきますと、農業法人、昭和村から太田のほうへ来ている方がいますけれども、農業法人の数というのは太田市でどのくらいあるんですか。いずれは、その方たちが太田市の農業をしょって行く形にもなるかも分かりませんので、法人の数が分かりましたら教えてください。
- 事務局 手元に資料がございませんので、1か月後の総会にてご説明させていただく形でもよろしいでしょうか。
- 9番委員 いいですよ。
- 議長 ほかにご質問は。
- 6番委員 36ページと42ページ、36ページは利用権設定を受ける人の所在が神奈川県ですね。42ページは足利市なんですが、利用権設定を受ける所在が新田なんですね。これは常時勤務することは可能なんですか。
- 事務局 すみませんが、こちらは今確認できる資料がございませんので、また来月までに。
- 6番委員 来月までと言うけれども、これは今日了承したらどうなるわけ。これは承認されちゃうよ。
- 事務局 ご質問いただいた関係なんです、こちらは確かに県外の住所が記載されておりますが、こちらの法人の本社の所在地が県外ということで、市内に事業所を有しているというようなことなので、常時従事できる見込みがあるというふうに判断させていただいております。
- 6番委員 ありがとうございます。
- 議長 ほかにご質問はございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、本件は農用地利用集積計画(案)のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。
- 議長 続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)が会長宛てに提出さ

れたので、意見を求めます。

市長部局の農業政策課より一括提案をお願いいたします。

農業政策課

では、続きまして、お手元の資料「農用地利用配分計画（案）」に基づき提案させていただきます。

こちらは公益財団法人群馬県農業公社が一括で借上げ、農地を借りた方とマッチングを行ったものをまとめたものになります。この配分計画については、農業公社から依頼を受け、市で案の作成を行います。その際、農業委員会の意見を聞くものとされていることから、今回、農業委員の皆様にご意見をお伺いするものです。

皆様には、今回の配分計画に基づき、農業公社が担い手農家へ農地を貸し付けた場合に、1.「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」、2.「全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」、3.「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」についてお伺いいたします。

件数は235筆、310,475㎡となっております。

以上で提案の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長  
委 員  
議 長

ただいま担当より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等はございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

農用地利用配分計画（案）に対する意見について、1.「貸付け後において、周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響があるか」については「ない」とし、2.「全ての農用地について適切に耕作し、必要な農作業に常時従事する見込みがあるか」については「ある」とし、3.「借受希望者への農地貸付は適当と認められるか」については「適当と認める」として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

15番委員

すみません、決定する前に要望なんですけれども、この中で●●●●●●●●●●という会社で、尾島地区でブルーベリーを畑に植えて作っているんですけれども、私の地区の周りで大変作っております、これは要望としてこちらからお願いしたいんですけれども、隣の畑が普通に耕作している場合に、オリーブを植えた畑の草の処理、下草の処理を



ただ刈っているだけなので、根がどんどん増えてくるわけなんです。私の近所の方から言われましたので、その点を配慮していただけないかなと思うんですけども。

事務局  
15番委員 草の管理がよくないということですか。

事務局  
15番委員 はい。確かに面積が多いので、草を刈っているだけの状態なので、どんどん伸びてくる草もあるわけですよ。その対処をよろしく願いしたいと思います。

事務局  
農業政策課 それは注意できるんですか。

事務局  
15番委員 今回、群馬県農業公社が借り受けている農地につきましては、公社から指導するということができますので、改めて具体的な地番等を会議終了次第、お伺いさせていただければ確認させていただきますので、終わり次第、農業政策課にお越しいただいてもよろしいですか。

15番委員  
農業政策課  
議長 はい。

議長 よろしく願いいたします。

議長 それでは、採決いたします。

議長 賛成の方の挙手を求めます。

議長 (挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議長 続きまして、議案第7号 令和3年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について事務局より提案をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第7号 令和3年度大田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)の決定についてご説明させていただきます。机の上に別紙資料ということでお配りしてあるかと思うので、こちらの資料をご覧ください。

事務局 この意見書の案につきましては、9月2日及び10月5日の協議会にて検討していただいたところでございますが、当初案からの修正箇所につきまして順にご説明させていただきます。

事務局 1か所目として、1番の担い手育成・確保についての4行目のところ、「助成事業の充実」という言葉を追加しまして、担い手育成の強化をお願いするということとなります。

事務局 次に、2番、食農教育と地産地消の推進についての(2)道の駅の後に新しくオープンしました「太田・北茨城交流物産館バスターミナル駅」という文言を追加しました。また、1行下、地産地消の拡大の後に「JA

と協力」という文言を追加することで、より幅広いPRをお願いするものです。

次に、3番、耕作放棄地対策につきましては、耕作放棄地解消制度に幾つか補助事業というものがありますけれども、そちらは農業者の方にあまり知られていないということなので、最後の行に「広報等による周知」という言葉を追加させていただきました。また、耕作放棄地解消制度には、農業機械購入助成事業も含まれておりまして、今年度改正されまして2台目の購入も利用できるようになったということなのでお知らせさせていただきます。

次に、4番、鳥獣害対策につきましては、3行目、「太田市有害鳥獣対策協議会と連携し」という文言を追加して、関係機関との連携強化をお願いするものです。

最後に、5番、水質モデルにつきましては、4行目、事業所の後に「汚染水に対する監視の強化」という言葉を追加することで、水質汚染の対策強化をお願いするものです。

以上、雑駁ですけれども、意見書(案)の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局より提案がございましたが、この案件についてご意見、ご質問等はございますか。

9番 委員

担い手の育成の確保ということですが、JAと協力ということですが、太田市の農業団体は、みんな同じような共通の悩みを持っていると思うんですね。農業後継者、特に後継者問題ですね。農業団体の方々が一緒になって、そういう問題をやっている組織もあるんですか。これから太田市におかれても、担い手が一番の問題だと思うんですね。幾ら農地を確保しておいても、やる人がいない限りはどうにも前に進まないと思います。その解決をするには、やはり各農業団体の方、行政も含めてです。同じ悩みを持っていると思います。これらの団体の方々が一堂に集まって、解決方法なり、そういうものを審議したことはあるんですか。これは大事だと思うんですね。

事 務 局

担い手等についての協議会というのが県の東部事務所と太田市農業政策課、農業委員会事務局と太田市農協、にたみどり農協と関係機関で新規就農の協議会というのはございます。今ご指摘のありましたその他の土地改良区とか、そういったものの機関とは直接は行われていないので、そちらの協議会の中で、そういったところにどのように協力をお願いするかというのは、また議題として上げたいと思います。

- よろしくお願ひいたします。
- 9番委員 後継者問題は最も大事なことだと思いますので、ぜひ良いほうに向くようにお願ひしたいと思います。
- 会長 その件については、9番委員さん、各土地改良区から1名ずつ農業委員が来ていますから、それは周知できると思います。
- 11番委員 話は全然違うんですけども、私は藪塚のことなんです。4番の有害鳥獣対策についてなんですけれども、藪塚の猟友会の方からお話が何度かされている、自分も入っているといえば入っているんですけども、現在、藪塚の猟友会はイノシシの捕獲とカラスの捕獲はやめているというんですね。
- というのは、農業政策課で捕ったものを処分するときに、やりで処分してくださいということで、それはすごく危なくて嫌だということです。嫌なので、空気銃で処分させてくださいということで出したら、それはだめだと言われたので、それでは猟友会はやりませんということで、イノシシのおりとかカラスのおりは撤去するというので、現在はやっていないんですね。だから、その辺をもう少し考えてもらえるようにしてもらわないと、藪塚の山もイノシシとかいっぱいいるので、すごく頭数がいて、過去に捕っていた経緯がありますので、その辺、言ってもらえるとありがたいんです。
- 事務局 とどめを刺す部分というのは、法的に銃を使うのはまずいような話があるようなんですけども、その辺については農業政策課には話を入れておきたいと思います。実際に太田市でのイノシシの捕獲数自体は、ここ何年か減少傾向にはあるということで、おりでの捕獲も数が減ってきたという中で、くくりわなを使ったりということで、かなり侵入してくるものに対して捕獲数は上がっているという状況にはあるようです。以上です。
- 11番委員 1年間やっていないから、捕獲数は当然少なくなったと思います。そういうことも踏まえて、提言してもらえたらと思いますけれども、よろしくお願ひします。
- 事務局 分かりました。
- 議長 ほかにございますか。
- 16番委員 2番なんですけど、食農教育と地産地消の件なんですけど、昨日たまた私の職の関係で県の会長とお話をしたときに、高崎で今回コロナの関係で7,000tとか9,000tが使われなくなって、残ったお米をというところから始まったんですけど、皆さんで協力し合って、それは残さないで使っているというお話があったんです。太田市としてはコロナで残

ったお米について、学校給食とかいろいろあるんですけども、それについてちょっと的が外れているか分からないんですが、その件が1つ。

あとは、子どもたちの成長にとっても食が大事だとあるんですけども、その点について、太田市としては、学校給食に出す農薬についてはどうなのかなということをおもいました。

もう1点、ここに太田・北茨城交流物産館バスターミナルとあるんですが、初日、私も1時間以上並んで入ってみたんですが、1日も2日もマグロの解体ショーをやっておりまして、何しろ新鮮なものを食べさせてあげたいという思いから、一つには、そういう思いと太田の農家の皆さんがあそこに新鮮なものを出せるようにという思いから、そういう理由からできたということをおもっています。お刺身も、向こうまで行かないで安くて新鮮で大トロから中トロから、私も買ってきたんですけども、みんなすごくおいしくいただきました。

長くなってすみません。もう1点なんですけれども、中に入って右側にJA関係があったんですけども、全てが太田市のものかなと思っ  
て見てみたら、太田市以外のものが結構置いてあったんですね。なので農業委員会を通して、太田市産の農作物をなるべく扱うように検討していただくことはできるのでしょうか。

会 長  
16番委員  
4番委員

よく分かりましたので、要望として言っておきます。

よろしく願いいたします。すみません、長引いちゃって。

今言われたことは、農協の内部でも、一応私は農協から出ていますので、そういう議論はしているんだけど、県と連携を取っているんですよ。他県の山梨だとか、だから、他県のものも入っているんですよ。太田市だけでは品物は、バラエティーが取れませんので、そういう意味なんですね。

16番委員  
4番委員  
16番委員

了解です。

もし何かあったら、農協の営農課に聞いてください。お願いします。

カボチャもトウモロコシも北海道なんですよ。太田だって何人か作っている方がいらっしゃるから、そういうところから出しているだけで、さらに盛り上げることを作ったほうがよかったのかなと。

4番委員  
議 長  
6番委員

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問等はございますか。

2つありまして、1つは教えていただきたいのがあるんですが、今、市で都市計画を進めておられまして、都市計画はそれはそれなりに効果を発揮しているんですが、それに伴って優良農地がどんどんなくなる。

優良農地というのはきちんと確保すべきではないかということで、農地の保全について都市計画は、先だって研修のときに会長が「市長は都市計画にウエイトを置かれている」という話がありましたけれども、もし優良農地が都市計画の配慮が十分でなくて少なくなっているのであれば、都市計画の策定の際には農地との調整を十分取って推進していただきたいなというのがあります。場合によっては、別に予算だけを意見する紙ではありませんから、ここにそういうことも書き込んではどうかなという感じがありますが、これは皆さんのご意見を。

2つ目は、実は農業委員会事務局なんですけど、少し体制を強化してはどうかと。条例で定員が決まっているらしいんですね。ですから、四、五年前に農地法が改正されて、それによって農業委員会、例えば耕作放棄地とか、そういうことに対するウエイトというのは相当多くなっていると思うんですよ。それを旧態依然の人員だけでこなせというのは、先ほどの2番委員のお話のように、事務局は一生懸命やっているよなというのと同じで、少し条例を、どうせ市の条例ですから、人員を増員するなり、予算もそうなんだろうけれども、そういうところの要請もできるのであれば、どうかなというのが2点目です。以上です。

最初の第1点目のお話なんですけど、これは5年に1回の見直しをしたんです。それでちょうど5年目なんです。その間、絶えず私もずっと市長とのやり取りの中で、みんなの前でずっと言っています。農業委員会は農地を守るんですよ。だから、市長にすれば農業委員会は何だということは私に言いますから、私もまた言い返しますけれどもね。

それから、第2点目、今、行革の中で職員の削減ということ副市長が人事課に下してやっています。私は、逆に農業委員会は増やせと、人数を増やしています。ほかから見ると、おかしいじゃないかというのがあるんですよ。だけれども、私は今の職員を見ていて、残業、残業で昔の委員会と違うんですね。というのは、一番のネックは太陽光なんです。これが毎月出てきます。私は群馬県の会議に月1回行っているんですけど、太田市が一番です。それから、営農型、これも逆に国が奨励していますね。ところが、国はずるいんですよ。どんどんやりなさいよと、そのチェックは県ではないんです。地元の市町村の農業委員会がやれというんですよ。それに対して予算もつけない。人も普通は減らします。私は逆に副市長に、とんでもないよと。物すごい仕事の量ですと。

私は昔、農業委員会をやったことがありましたけれども、こんなことはなかった。ほとんど案件もないです。ところが、3町合併したために

増えてきた。そこへプラス、市長が太陽光のまち太田と言っているわけです。市長は奨励しているんです。そのあおりが全部農業委員会に来てしまうんです。今の6番委員の話は逆に常に市長には言っています。ですから、職員は知っていると思うんですけれども、市長部局の各部課は相当職員が減っています。でも、農業委員会だけは事実増えています。以上です。

#### 1 2 番委員

担い手の育成で、先ほど9番委員からも話があったんですけれども、新規就農とか、そういうことをやったときに、米麦の就農者の場合には最低で3,000万円から5,000万円ぐらいはかかります。畑関係をやっただけだって1,500万円ぐらいかかるんですけれども、こんな利益の少ない産業で、それだけのお金をかけて担い手がするとすると、いないと思うんです。実際に担い手が、自分の家で農家をやっていたら別ですけれども、初めてやる人に対しては、それでやる人は絶対いないと思うんですよ。そうかといって70代とかは、年齢を言っはまずいんですけれども、例えばトラクターを800万円ぐらいかけて買ったといった人でも、突然死んじゃったとか、そういう関係の方が太田市でも何件かいるんです。実際にそうなったときに、就農、担い手というか、息子がやるとは限らないわけなので、その辺でバラックとか、そういったものを貸し出せるというか、リースというか、賃貸借でもいいんですけれども、そういった形で貸し出せば、非農家の方でも就農とか、そういうのはできると思うので、農地バンクではないけれども、農家バンクといったような制度をつくらなければ、トラクターとか、そういった農機具を今まで使っていた人が有効活用できると思うんですよ。

そういった制度をつくらなければ、リースでやれば、新規で莫大な金をかけなくても農家はできると思うので、そういった制度を考えてもらえれば、お互いに就農する人も農家をやらなくて、安いお金でせっかく買ったのに、また安いお金で農機具とか、そういうものを売り払うということもなくなると思うので、そういった制度を考えていただければ、もっと担い手が増えるのではないかなと思うんですけれども、その辺を検討してほしいなと思います。以上です。

#### 1 7 番委員

私も本当に同意見で、そんなやつはいないんじゃないかと言われましたけれども、新規就農で非農家で、今、お米を12町歩、麦を15町歩作っているんですけれども、そこまでいくまでには周りの方のご協力があったからこそなんですよ。

私の地区は沢野地区で、その地区の認定農業者の方が麦を高齢で作ら

れていたんですけれども、その方がお亡くなりになったと同時に休耕地が一気に増えたんですね。その方の土地を今借りて耕作面積を増やしているんですが、それをやるためには、機械や機械を入れる小屋とか、農家であれば当然にあるものが新規就農者だとは全くないんです。なので、最初、米を始める前に畑で野菜を作っていて、それを出荷するというところからまず始めたんですけれども、先ほどおっしゃったバラックの貸出しとか、別に新たに予算をかけてもらって建てなくても、今、みんな農家をやめて離れているので、地域に余っているところがいっぱいあるじゃないですか。その辺を有効活用するのと併せて、野菜を作れば販売先だとかというところが要と思うんですけれども、私が小さい農家で今まで生き残れたのは、たまたまうちの旦那が青果の仲卸の仕事をしていて、野菜はうちの野菜でもある程度一定の価格で販売することができました。

あとはお米をするにしても、最初は自分の20馬力の小さいトラクターでできるのが6反ぐらいまでが限界だったんですよ。それを今にするまでに、ちょっと離れた鶴生田の若い方が農業をされていて、その方が一緒にやらないかと声をかけていただいて、それで機械だ、コンバインだ、トラクターだ、いろいろ貸してもらって、それでようやくそういうことができたんですね。

なので、誰がやるんだ、どうするんだと言っていたら、絶対にこれは何の解決にもならない。さっき委員がおっしゃられた、いろんな分野のジャンルの方がいろんなことを話し合っ、実際にはどうすれば若い世代が生き残れるのかというのを、多分独りでは絶対できないことは、行政だけでもできないから、まずは一番助けになるのは地域の方だと思うんですね。

一番最初に私も始めたときに、地域の方を頼ったんです。そうしたら、もううちの農事組合はみんな高齢だし、担い手もないからやめるから、新規は受入れられないと言われて、本来だったら、そこが受け入れてくれれば、2年前ぐらいには今よりも早く米麦を始められたと思うんです。

でも、ここまで時間がかかっちゃったのは、たまたま一緒にやってあげるよという方がいらっしやっただけで、遅れてできるようになった。そのたまたまのところを偶然ではなく必然にしていけば、必ず何とかしたいなと思っている方、農業委員の方たち以外にも地域に何人か必ずいると思うんですよ。そういう方を生かしていく仕組みというのは絶対必要で、それがないと逆に何の解決にもならない。耕地ができた、

じゃ、農地転用して駐車場なりにしようという解決策しか現状はないのではないか。

だけれども、それだったら農業委員会は何の意味もないし、それはこの地域だけではなくて全国的な問題でもあると思うので、それはいろんなジャンルの方と協力して、あとは地域の人をみんな巻き込んで考えていかないと、解決にならないのではないのかなというのが私の実体験で思っていることです。以上です。

9番委員

今の2人の意見を聞きまして、私も同じ考えです。私も、要望書で市のほうへ提出すべきことで、それに近いような内容を書きましたけれども、今、太田市で約200町歩の青地を工業団地にするなり、計画していますね。そうすると、今まで固定資産税が1反2,000円ぐらいだと思いますよ。それが何十万円という固定資産税になるわけでしょう。ですから、その金を農業の後継者だとか、農業をやりたい人だとか、そういう人たちに特に資金で援助したらどうでしょうかね。

そういうあれがないと、とてもじゃないけれども、今の話を聞くと、機械が高くてできないんですよ。最低でも1,000万円ぐらいかかるとでしょう。コンバインが、特に水稻したり、水稻自体は米が安くてお金が取れないんですね。私も作っているんですけども、コンバインだと500万円、トラクターだと500万円でしょう。その他、乾燥機だとか、1,400~1500万円できないと、農業は成り立っていかないんですね。そこいらはどうですか。

事務局のほうで、ぜひ役所のお偉い方に農業補助ということで声を大にしてやってくれませんか。そうでないと、若い人が参入しない限り、太田市の農業は衰退していくのではないですか。我々の年齢だと、もうできないですよ。70代半ばだし、この間も私のところへ田んぼを作ってくれと来たんですけども、私も全部はもう年取っているからできませんということで話をしたんですけども、そういう現状だと思います。

会長

よく分かりました。17番委員の言われていることはごもっともなものですから、これは一農業委員会だけではできません。当然、4番委員がいますけれども、農協さんと協力し、また3つの土地改良も含めてやらなければいけません。ただ、これは主たる所管は農業政策課なんです。ですから、農業委員会は、逃げるわけではないんですけども、連携を取りながら、担い手を含めて、特に情報関係については機械の使い方だとか、農機具がこうなっちゃったと、農協さんのほうが持っていますよ。やはり今後も農協さんを中心に農業政策課、農業委員会、3



土地改良という形で相談しながらやっていきたいと思います。大変いい意見です。9番委員、そういうことでよろしいですか。

それから、お金の問題は、市長が決めることですから、これから新たな予算が上がるでしょう。当然、それについて農業関係も持ってきてくれと。何度も私は市長に言っているんですけども、一般会計の農業予算は10%行っていないんですよ。7%ぐらい、それだけ力が弱いんですよ。だけれども、200兆歩が何億に化けるわけだからちょっとは回せと、こう私は市長に言いますよ。

もう一つ、認定農業者になったときには農機具の補助金があります。今までは1回しか使えなかったんです。購入総額の2割でしたか。

9番委員  
会長

2割行きませんね。

それで今までは使えなかったんですけども、予算を増やしてもらって何回でも使えるという形にしてほしいということで、今年の市議会でこれは通っています。ですから、認定農業者の方は農機具のことに1回使ってもまた申請してみてください。

9番委員  
会長

その件について少しPRしたらどうですか。私もこの間、初めて知ったんですよ。2回使えますということで。

それは認定農業者の総会がありますから、そのときにちゃんと市長の前で言いました。市長に言いましたら、やりましょうとすぐ予算をつけてくれましたから。

9番委員  
会長

私も認定農業者になっているんだけど、今、コロナの関係でそういう会合がなかなかできなくなっちゃったものであれかなと思うんですけども。

農業政策課のほうにはまた話します。PRが足りないということですね。

9番委員  
7番委員

ええ、2回使えることをね。

役所の関係で議員から2回使えるからというのでオプションしたら、2回目なんか出しやしないよ。1回もらっているだけいいんです。1回ももらっていないのがいっぱいいるんだから、そっちが先だと全然話にならないよ。

会長

分かりました。また言います。

ただ、その条件は、耕作放棄地を解除するんですよ。

7番委員

解除するんだけど、それは知っていますよ。だから、1回目を優先しちゃうの。

会長  
議長

分かりました。よく伝えますから。本題に行きましょう。

たくさんのご意見ありがとうございました。それでは、ご意見、ご質問

はここで締め切らせていただきまして、採決いたします。

令和3年度太田市の農地等利用最適化推進施策に関する意見の決定について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に意見書を提出いたします。

議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した9月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。

事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、6件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、9件提出されております。

内訳につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は27件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は15件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等はございますか。

委員 なし。

議長 質問等もないようですので、以上で第3回定例総会を終了します。

本当に長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和2年10月9日(金) 午後4時